資料２－２

（案）

（別 紙）

~~令和９~~令和 10 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱

（~~令和７~~令和８年　月　日付け　~~７~~文科高第 ~~316~~ 号 文部科学省高等教育局長通知）

~~令和９~~令和 10 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト（以下「~~令和９~~令和 10 年度大学入学共通テスト」という。）の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

第１　実施の趣旨

大学入学共通テストは、大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）への入学志願者を対象に、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的として、これを利用する各大学（以下「各大学」という。）が共同して実施するものである。

大学入学共通テストでは、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等も重視して評価を行うものとする。各大学は、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定することに資するため、それぞれの判断と創意工夫に基づき、これを適切に利用するものとする。

各大学は、大学入学共通テストが、各大学が共同して実施する試験であることを踏まえ、独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）との緊密な連絡体制の下に、試験問題の作成を担当する大学教員の派遣や実際の試験実施業務の遂行等に責任を持って取り組むものとする。

第２　出題教科・科目等

~~令和９~~令和 10 年度大学入学共通テストの出題教科・科目等は、別表１のとおりとする。

第３　各大学における利用

１　各大学は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、大学入学共通テストの利用方法を定めるものとする。

なお、入学志願者が高等学校で学んだ多様な成果を評価できるよう、できるだけ多くの教科・科目を指定することが望ましい。

２　各大学において、教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する

場合には、入学志願者が複数の大学を志願し得るように配慮するとともに、高等学校の専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないように配慮し、特定の１出題科目のみに限定しないようにすることが望ましい。

３　各大学は、大学入学共通テストの成績について、過去３年分（~~令和６~~令和７年度大学入学者選抜～~~令和８~~令和９年度大学入学者選抜）を、~~令和９~~令和10年度大学入学者選抜に利用することができる。

第４　利用に係る通知等

１　~~令和９~~令和10年度大学入学共通テストから新たに利用しようとする別表２に該当する大学や学部（短期大学においては学科。以下同じ。）については、別紙様式により大学入試センター理事長に通知するものとする。

２　~~令和９~~令和10年度大学入学共通テストから利用を取りやめる別表３に該当する大学や学部については、任意様式により大学入試センター理事長に通知するものとする。

３　~~令和８~~令和９年度大学入学共通テストを利用した後に、大学や学部の名称変更を行った場合で、引き続き~~令和９~~令和10年度大学入学共通テストを利用する場合は、名称の変更が決定した後速やかに変更内容について、任意様式により大学入試センター理事長に通知するものとする。

４　大学入試センターは、~~令和９~~令和10年度大学入学共通テストから新たに利用する大学・学部及び利用を取りやめる大学・学部を取りまとめ、文部科学省へ報告するものとする。

５　各大学は、１～３の通知を行った後、その内容について各大学のホームページに掲載する等の方法により、広く一般への情報の提供に努めるものとする。

第５　実施期日等

１　大学入学共通テストの実施期日については、１月13日以降の最初の土曜日及び翌日の日曜日とし、~~令和９~~令和10年度大学入学共通テストの実施期日は、~~令和９~~令和10年１月~~16~~15日（土）及び~~17~~16日（日）とする。

2　各大学は、大学入試センターと協力して、地域ごとに各大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設置し、大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、各大学が共同して大学入学共通テストの円滑な実施を図るものとする。

第６　実施上の配慮事項等

1　大学入学共通テストの試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

2　障害等のある入学志願者に対しては、障害等の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験室の設営、ICT 機器の活用等について合理的配慮を行うとともに、障害等のある入学志願者の個々の困難の程度に応じた柔軟な対応に努めるものとする。

3　天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第７　実施方法等に関する要項

大学入試センターは、この大綱に定めるもののほか、実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供、経費等に関する要項を定め、~~令和８~~令和９年６月 30 日までに公表するものとする。

（別表１）

出　題　教　科　・　科　目

１　出題教科・科目

教科	出題科目
国　　語	『国語』
地理歴史	『地理総合、地理探究』、『歴史総合、日本史探究』、『歴史総合、世界史探究』、『地理総合／歴史総合／公共』
公　　民	『公共、倫理』、『公共、政治・経済』、『地理総合／歴史総合／公共』（再掲）
数　　学	『数学Ⅰ、数学A』、『数学Ⅰ』、『数学Ⅱ、数学B、数学C』
理　　科	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』、『物理』、『化学』、『生物』、『地学』
外 国 語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』
情　　報	『情報Ⅰ』

（注１）『　』内記載のものを１出題科目とする。

（注２）『地理総合／歴史総合／公共』や『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』にある“／”は、一つの出題科目の中で複数の出題範囲を選択解答することを表す。

（注３）外国語『英語』は、リーディング及びリスニングで構成する。

２　出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教科	出題科目		試験時間
国　　語	『国語』		90 分
地理歴史	『地理総合、地理探究』、『歴史総合、日本史探究』、『歴史総合、世界史探究』、『地理総合／歴史総合／公共』		１科目選択　60 分 ２科目選択　130 分 （うち解答時間 120 分）
公　　民	『公共、倫理』、『公共、政治・経済』、『地理総合／歴史総合／公共』（再掲）		
数　　学	①	『数学Ⅰ、数学A』、『数学Ⅰ』	70 分
	②	『数学Ⅱ、数学B、数学C』	70 分

理　　科	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』、 『物理』、『化学』、『生物』、『地学』	１科目選択　60 分 ２科目選択　130 分 （うち解答時間 120 分）
外 国 語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、 『中国語』、『韓国語』	『英語』 【リーディング】80 分 【リスニング】60 分 （うち解答時間　30 分） 『ドイツ語』『フランス語』『中国語』『韓国語』 【筆記】80 分
情　　報	『情報Ⅰ』	60 分

（注１）試験形態は、問題冊子及びマークシート式解答用紙を使用し、紙で実施するものとする。この形態に加え、外国語の『英語』については、ＩＣプレーヤーを使用する試験も実施するものとする。

（注２）地理歴史及び公民については同一の試験時間に実施するものとする。

（注３）数学については、①及び②の出題科目ごとに試験時間を分けるものとする。

（注４）入学志願者は各大学の指定に従い、以下のとおり解答するものとする。

１）地理歴史及び公民については、以下のとおりとする。

ア　上記６出題科目のうちから最大２出題科目を選択。

イ　『地理総合／歴史総合／公共』を選択する場合については、「地理総合」、「歴史総合」及び「公共」の３つを出題範囲とし、そのうち２つを選択解答。

ウ　２出題科目を選択する場合においては、以下の組合せ以外の出題科目の組合せを選択。

・『公共、倫理』と『公共、政治・経済』の組合せ

・『地理総合／歴史総合／公共』と当該出題科目で選択解答した２つの出題範囲と同一名称を含む出題科目の組合せ

２）数学については、以下のとおりとする。

ア　①については、上記２出題科目のうちから１出題科目を選択。

イ　②については、『数学Ⅱ、数学Ｂ、数学Ｃ』の出題範囲のうち、「数学Ｂ」及び「数学Ｃ」については、数列（数学Ｂ）、統計的な推測（数学Ｂ）、ベクトル（数学Ｃ）及び平面上の曲線と複素数平面（数学Ｃ）の４項目に対応した出題とし、４項目のうち３項目の内容の問題を選択解答。

３）理科については、以下のとおりとする。

ア　上記５出題科目のうちから最大２出題科目を選択。

イ　『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』を選択する場合においては、「物

理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の４つを出題範囲とし、そのうち２つを選択解答。

（注５）外国語において『英語』を選択する入学志願者は、原則として、リーディングとリスニングの双方を解答する。

（別表２）

~~令和９~~令和 10 年度大学入学共通テスト（~~令和９~~令和 10 年１月実施）から
新たに利用する場合の通知の期限及び備えるべき要件等

１　~~令和８~~令和９年４月までに開設している大学又は学部
以下に該当するものは通知が必要。

（１）~~令和９~~令和 10 年度大学入学共通テストから利用する大学	【通知の期限】 ~~令和８~~令和９年２月末日まで
（２）~~令和８~~令和９年度大学入学共通テスト（~~令和８~~令和９年１月実施）を利用する大学であって、~~令和８~~令和９年４月までに開設している学部 ※当該学部に属する一部の学科（短期大学においては専攻課程。以下同じ。）で、新たに利用する場合を含む。 ※新たに利用する学部が、~~令和８~~令和９年４月に名称変更を行う場合は、変更後の名称で通知すること。	

２　~~令和９~~令和 10 年４月に開設する大学又は学部
以下の（１）、（２）のいずれかに該当し、下記の【要件】の（ア）～（エ）の全てを満たしている場合に限り、通知の上で~~令和９~~令和 10 年度大学入学共通テストの利用が可能。なお、【要件】を満たしていることを通知の際に申し添えること。

（１）~~令和８~~令和９年度大学入学共通テストを利用する大学を廃止し、その職員組織等を基に~~令和９~~令和 10 年４月に開設する大学	【通知の期限】 ~~令和９~~令和 10 年度大学入学共通テストの出願期間初日の前日まで
（２）~~令和８~~令和９年度大学入学共通テストを利用する大学であって、~~令和９~~令和 10 年４月に開設する学部（「設置認可」され、又は「設置届出」を行っている場合に限る。） ※当該学部に属する一部の学科で、新たに利用する場合を含む。 ※既設の大学又は学部等を廃止し、その職員組織等を基に学部等を設置する場合を含む。	
【要件】 （ア）：令和９~~８~~年７月 31 日までに大学入学共通テストの利用方法等について、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」の PR 活動についての記載事項に沿って PR を行っていること。 （イ）：第５に基づき設置する連絡会議に対し、上記（１）、（２）のいずれかの事由による大学入学共通テストの利用を予定している旨を通知していること。この場合の通知については、~~令和９~~令和 10 年４月に開設する大学又は学部が置かれる地域の連絡会議の世話大学に対して行うものとする。 （ウ）：~~令和９~~令和 10 年４月に開設する学部の設置の手続きが「設置届出」の場合は、~~令和９~~令	

和 10 年度大学入学共通テストの出願期間初日の前々日までに、「設置届出」を行った日から 60 日が経過していること。ただし、大学設置・学校法人審議会に「設置届出」に係る「事前相談」を行っている場合は、この限りではない。

（エ）：２の通知より前に、上記（ア）～（ウ）をみたしていること。

（注１）この表における認可及び届出は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第４条に定める認可及び届出をいう。大学設置等の認可申請又は届出のいずれの手続きの種類に該当するかを確認の上、利用の通知を行うこと。

（注２）~~令和８~~令和９年度大学入学共通テストを利用した後に、大学や学部の名称変更を行った場合で、引き続き~~令和９~~令和 10 年度大学入学共通テストを利用する場合は、名称の変更が決定した後速やかに変更内容について、任意の様式により通知すること。

（注３）~~令和８~~令和９年度大学入学共通テストを利用する学部については、その属する学科又は新設する学科が新たに利用する場合には、通知を要しない。

（注４）２において、設置認可に係る審査が「判定保留」として審査継続となり、通知の期限までに認可されない場合は、その旨あらかじめ大学入試センターに対し連絡した上で、「設置認可」され次第速やかに通知すること。

（別表３）

~~令和９~~令和 10 年度大学入学共通テスト（~~令和９~~令和 10 年１月実施）から
利用を取りやめる場合の通知の期限等

１　~~令和８~~令和９年度大学入学共通テストを利用する大学や学部が~~令和９~~令和 10 年度大学入学共通テストの利用を取りやめる場合 　あらかじめ、所属する連絡会議の世話大学に対して連絡するとともに、その旨を大学入試センター理事長に対し任意の様式により通知すること。
【通知の期限】 ~~令和８~~令和９年２月末日まで（ただし、大学として大学入学共通テストの利用を取りやめる場合、意思決定後速やかに通知すること）
２　別表２の２（１）、（２）に伴い廃止する大学や学部において、~~令和９~~令和 10 年度大学入学共通テストの利用を取りやめる場合 　あらかじめ、所属する連絡会議の世話大学に対して連絡するとともに、その旨を大学入試センター理事長に対し任意の様式により通知すること。
【通知の期限】 ~~令和９~~令和 10 年度大学入学共通テストの出願期間初日の前日まで ※別表２による通知と併せて通知すること。

（注）~~令和８~~令和９年度大学入学共通テストを利用する学部に属する学科又は新設する学科について、~~令和９~~令和 10 年度大学入学共通テストから利用を取りやめる場合には、通知は不要。

別紙様式

~~令和９~~令和 10 年度大学入学共通テストの教科・科目等の利用方法について
（大学入学共通テストを新たに利用する大学及び利用する学部の通知）

大学名 （所在地）	〔記入例〕 ○○大学 （○○県○○市）
利用する学部・学科（課程、専攻等）名 （総入学定員）	○○学部○○学科（○○人）
利用する選抜の対象	一般選抜の定員の一部について利用 前期 ○○学科(○○人) 後期 ○○学科(○○人)
入学志願者に解答させる教科・科目名	以下のとおり。 ・国 ・数（○○、○○から１） ・外（英） ・地歴（○○、○○、○○）、公民（○○、○○）、理（○○、○○、○○、○○）、情から１
備考	・「地歴」「公民」「理科」「情報」について２教科・科目以上受験した場合は高得点の科目を合否判定に使用。（ただし、「地歴」「公民」及び「理科」について、２科目を受験した場合には、第１解答科目の成績を合否判定利用の対象とする。）

記入上の注意

１．「利用する学部・学科（課程、専攻等）名」の欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。なお、入学定員の人数については、当該学部・学科の総入学定員の人数を記入すること。

２．「利用する選抜の対象」の欄には、大学入学共通テストの利用について、例えば「一般選抜の定員の一部について利用」、「総合型選抜について利用」、「学校推薦型選抜、専

門学科・総合学科卒業生選抜について利用」、「第２次募集による選抜について利用」等、大学入学共通テストを課す選抜の対象及び募集人員を記入すること。

３．「入学志願者に解答させる教科・科目名」の欄には、当該学部・学科（課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国、地歴（地地、歴日、歴世、地歴公)、公民（公倫、公政、地歴公)、数（数ⅠA、数Ⅰ、数ⅡＢＣ)、理（基礎、物、化、生、地学)、外（英、独、仏、中、韓)、情のように略して記入すること。

なお、専門教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入すること。